

平成26年6月26日
午後2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 伊藤勝巳 | 2番 | 川瀬知之 |
| 3番 | 鈴木みどり | 4番 | 那須英二 |
| 5番 | 三宮十五郎 | 6番 | 早川公二 |
| 7番 | 平野広行 | 8番 | 三浦義光 |
| 9番 | 横井昌明 | 10番 | 堀岡敏喜 |
| 11番 | 炭竈ふく代 | 12番 | 山口敏子 |
| 13番 | 小坂井実 | 14番 | 佐藤高清 |
| 15番 | 佐藤博 | 16番 | 武田正樹 |
| 17番 | 伊藤正信 | 18番 | 大原功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 10番 | 堀岡敏喜 | 11番 | 炭竈ふく代 |
|-----|------|-----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|------------------|------|------------------|------|
| 市長 | 服部彰文 | 副市長 | 大木博雄 |
| 教育長 | 下里博昭 | 総務部長 | 佐藤勝義 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 伊藤久幸 | 開発部長 | 石川敏彦 |
| 教育部長 | 服部忠昭 | 総務部次長兼 税務課長 | 伊藤好彦 |
| 総務部次長兼 総務課長 | 村瀬美樹 | 民生部次長兼 十四山支所長 | 佐野隆 |
| 民生部次長兼 介護高齢課長 | 八木春美 | 民生部次長兼 児童課長 | 渡辺秀樹 |
| 開発部次長兼 土木課長 | 竹川彰 | 開発部次長兼 下水道課長 | 三輪眞士 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 服部誠 | 監査委員 事務局長 | 松川保博 |
| 財政課長 | 石田裕幸 | 秘書企画課長 | 山口精宏 |
| 防災安全課長 | 橋村正則 | 収納課長 | 山守修 |
| 市民課長兼 鍋田支所長 | 平野進 | 保険年金課長 | 平野宗治 |
| 環境課長 | 鈴木浩二 | 健康推進課長 | 花井明弘 |

| | | | |
|--------|-------|----------------|-------|
| 福祉課長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター 所長 | 佐野 隆 |
| 農政課長 | 安井 耕史 | 商工観光課長 | 羽飼 和彦 |
| 都市計画課長 | 大野 勝貴 | 学校教育課長 | 立松 則明 |
| 生涯学習課長 | 半田 安利 | 図書館長 | 奥田 和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 伊藤 邦夫 | 書記 | 浅野 克教 |
| 書記 | 伊藤 国幸 | | |

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 農業委員会委員の推薦について
- 日程第3 議案第26号 海部津島土地開発公社の解散について
- 日程第4 議案第27号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第28号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第29号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- (追加提案)
- 日程第8 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について
- 日程第9 発議第1号 集団的自衛権について慎重な審議を求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
- 日程第11 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 05 分 開議

○議長（佐藤高清君） こんにちは。

会議に入ります前に、報告をいたします。

本日、海部津島聴覚障害者協会様から写真を撮影したいとの旨がありましたので、これを許可しますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 2 農業委員会委員の推薦について

○議長（佐藤高清君） 日程第 2、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は 4 名とし、推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は 4 名とします。

地方自治法第 117 条の規定により、大原功議員、小坂井実議員の退場を求めます。

〔18 番 大原功君 13 番 小坂井実君 退場〕

議会推薦の農業委員に三浦義美さん、大原功さん、白木実夫さん、小坂井実さんを推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、三浦義美さん、大原功さん、白木実夫さん、小坂井実さんを議会推薦の農業委員に推薦することに決定しました。

大原功議員、小坂井実議員の入場を求めます。

〔18 番 大原功君 13 番 小坂井実君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 26 号 海部津島土地開発公社の解散について

○議長（佐藤高清君） 次に、日程第 3、議案第 26 号を議題とします。

ただいま議題となっております海部津島土地開発公社の解散につきましては、地方自治法

第117条の規定により、土地開発公社の理事の職にある私は除斥となります。

よって、私は退場しますので、議案第26号の議事進行は小坂井副議長にお願いします。

〔議長 佐藤高次君 退場〕

○副議長（小坂井 実君） 日程第3、議案第26号について、議長にかわり議事進行を務めさせていただきます。

それでは、日程第3、議案第26号海部津島土地開発公社の解散についてを議題とします。

本案に関し、審査経過の報告を総務委員長に求めます。

横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託されました議案第26号海部津島土地開発公社の解散について、その審査経過と結果を報告申し上げます。

本委員会は、去る6月20日、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いました。

審査に入ります前に、土地開発公社の理事の職にある議長には、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、委員長である私が除斥を確認し、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、海部津島土地開発公社の解散についての総務委員会の報告を終わります。

○副議長（小坂井 実君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小坂井 実君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小坂井 実君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小坂井 実君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上で私の職務は終了いたしました。

ここで議長の入場を求めます。

〔議長 佐藤高次君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第27号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第5 議案第28号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一

## 部改正について

日程第6 議案第29号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

日程第4、議案第27号から日程第7、議案第30号まで、以上4件を一括議題とします。

本案4件に関し、審査結果の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 改めて、総務委員会に付託されました議案第27号弥富市税条例等の一部改正について、議案第28号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について及び議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきまして、その審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会は、去る6月20日に委員全員と委員外の1名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第27号弥富市税条例等の一部改正については、委員より、地方財源を削ってまでも特定の企業だけが特典を得る仕組みであると考え、地方の立場から国に対し議論は行われていないのかという質問に、市側は、法人税が地方に与える影響は非常に大きいという認識を持っており、この低減に伴う財政措置をしっかりとしてほしいと全国市長会から政府に対し強く要望しているとの回答がありました。

また、法人市民税を今回の改正に照らし合わせ、24年度ベースの金額である4億7,000万で計算するとどの程度減額になるかという質問に対し、市側からは、法人税割分の約7,000万が減額になると回答がありました。

さらに、固定資産税の、これは償却資産でございますけれども、特別措置に該当する納税義務者はありますかという質問に対し、市側は、今のところ該当する納税者はありませんという回答でありました。

また、税の目的を具体的に施策面に捉え、行政から市民に訴えていただきたいという意見がありました。討論では、既に大企業に対しさまざまな減税措置が講じられ、株主に対し相応な配当が得られている。また、巨額の内部留保が生まれているのが現状である。一方で、法人税収入の落ち込みが著しい中、国の交付税財政不足を補填するために、地方交付税原資に対する今回の改正には反対するとの反対討論がありました。

議案第28号については、質疑、討論はありませんでした。

1件ずつ採決の結果、議案第27号弥富市税条例等の一部改正については、賛成多数で原案を了承、議案第28号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）は、担当課長から、国有資産等所在市町村交付金について、名古屋港管理組合より交付決定があったことによるもの、またPCBを使用したコンデンサーを処分するため等の補正の説明を受けました。

委員より、固定資産税等所在市町村交付金には、川崎重工の新工場の部分が含まれているかという質問に対し、市側より、既に課税しており、今回の補正には含まれていませんという回答でありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）であります。本委員会は、去る6月19日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）では、最初に市側より説明を受けました。

委員より、土木課計上の道路区画線設置工事請負費で、この補正で各地区からの要望に対しどの程度対応できるのかとの質問に対し、市側より、今回の補正では、通学路の安全対策、過去に事故が2件以上発生した箇所、地元からの要望を対象に12カ所予定しているとの説明がありました。

ほかに、カラー舗装の施工の要望はどのようにすればよいのかとの質問に対し、市側より、区長、区長補助員からの受け付けで対応しているとの説明がありました。

さらに、区画線などの消えかけている箇所が目立つが、どのように対応していくのかとの質問に対し、市側より、幹線道路のみならず生活道路にも区の意見を取り入れて進めていくとの説明がありました。

また、愛知県農地水多面的機能推進協議会負担金とあるが、この名称などの変更がなされているがどのようなものかとの質問に対し、市側より、関係者に対し、今月の20日に説明会を開催する予定ですとの回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第29号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてを初め2件です。本委員会は、去る6月23日、委

員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第29号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、今回の改正では国民健康保険税の課税に含まれる固定資産税の軽減がない人について、市の独自の軽減措置は考えているかとの質問に対し、市側より、資産割の対象にはならないものの個々に相談し、対応したとの回答がありました。

ほかに、市の独自軽減が余り利用されていない現状をどのように考えているかとの質問に対して、市側より、説明するために戸別訪問を実施したが、不在のため、文書を送付し相談案内をしていますとの回答がありました。

さらに、医療費について、医療行為の内容に応じた体系に見直すことはできないかとの質問に対して、市側より、国保運営の軽減策については、特定健診や保健指導の受診を勧めることや、ジェネリック医薬品の推奨など国保運営協議会で議論しているが、医療費そのものについては我々の及ばないこと、踏み込めないところがあり、見直すことは難しいとの回答がありました。

討論では、市民の負担を軽減していただきたいということから、賛同できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第29号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）では、最初に市側より説明を受けました。委員より、弥富北中学校グラウンドの定期点検は以前からされていたのか。さらに、弥富北中学校グラウンドの現状と今回の工事の施工方法はどのようなものかという質問に、市側より、グラウンドの点検は行っていないが、毎年確認しています。現状は砂がグラウンドの隅に寄ってしまい、グラウンドの状態がよくないので、この点を解消するため、まず表面層の砂を一部すきとり、新たに改良砂を入れ勾配を取ります。なお、野球面については黒土にし、残土については東側グラウンドで活用する予定ですとの回答がありました。

また、おみよしの松の現状と工事施工方法についてという質問に対して、市側より、樹木判定を実施した結果、根元が空洞化し、年輪を重ねる部分のみで立っている状態で、自然の影響により倒木のおそれがあり、その点を回避するために8メートルの支柱を設置し、地面から14メートル付近にワイヤーロープを4方向に張り固定するとの回答がありました。

また、就労自立給付金について、市の生活保護世帯数の現状と不正受給に対する認識と対策はという質問に対しまして、市側より、世帯数は高齢者世帯51世帯、母子17世帯、障害19世帯、傷病44世帯、その他51世帯である。その他の51世帯については、訪問し確認している

との回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、ただいま上程されております議案のうち、まず最初に議案第27号弥富市税条例等の一部改正について反対の討論をさせていただきます。

まず、今回の税条例の一部を改正する条例の一番の問題点の一つは、法人市民税、法人税割、いわゆる所得割、もうけに対する税金の割合でございますが、地方税としまして私たち市町で受け取ることができるのは、もうけに対する割合で、税率が従来12.7%でありましたが、これを9.7%は引き続いて市町村が受け取ることができる。2.6%につきましては、今本当に全国の市町村が大変な状態、特に中山間地だとか、地方に行きますと高齢者ばかりになるとか、どんどん若い人たちがいなくなって税収も大幅に落ち込んでいるような状況の中で、国が地方交付税という形で国税の一部を税収の少ない市町村で普通の行政サービスができるようにということで支援をしておりますが、財源不足を理由にいたしまして、現在地方税としているものを国税に戻して地方交付税財源に充てるという説明でございます。

もともと財政危機の、あるいは地方も含めて行財政が大きな困難に直面している大きな理由は、本当に今、企業全体でも、日本中で言えば法人税で所得割のもうけで税金を払っている企業は3割ほどで、7割はもうけたことによる税金は払えないというような深刻な状態になっていること。加えて、実は少子・高齢化社会のために、社会保障や地方を守るためにということで消費税が1989年に導入されて、平成14年度までの間に国民の皆さんが負担する消費税は282兆円になることになっておりますが、これに対して、この間交付税と地方税を合わせまして、それ以前に比べて減税される割合が累計で255兆円、ほとんど消費税の全てが、実はトヨタ自動車を初めとする大もうけをしております大企業の法人税の減税に使われていることが、実は社会保障などの財源がなかなか窮屈だったり、あるいは国や地方の財政危機の大きな原因になっております。

最近もどういうことが起こっているか、国会議員が、国税庁の2012年度の実績に基づいて、企業の大きさによって、法人税をまだどんどん減税すると言っておるんですが、実際のもうけに対してどれぐらいの割合で税金を払っておるかという調査をしていただき、発表してい

ただきました。それによりますと、中・小企業、資本金が1億円に満たないようなところは大体中・小企業と言われておると、場合によっては10億円以下は中・小企業というふうに言われると思いますが、大体1,000万から5,000万円までのところは二十五、六%の割合でもうけに対して税金を払っている。1億円から5億円までのところがもうけ全体の27%を払っており、その後は規模が大きくなるに従って税率はどんどん下がっていきまして、100億円を超える企業に至っては19.6%しか税金を払っていない。ましてやトヨタ自動車などのように大規模な連結決算をしておりますマンモス法人につきましては、もうけ全体のわずか13.3%しか法人所得税を払っていないと、これは国税と地方税合わせた両方ですからね。何百万ぐらいの年収のサラリーマンよりも少ない割合でしか税金を払っていない。その大きな理由は、数年前に外国からの子会社や投資しているところからの配当につきましては非課税というような仕組みがつけられまして、もうけが幾らあっても税金を払わなくてもいいというような状態が特に大企業や大資産家に対してはつけられております。

例えば、この間に2013年度に大企業の1,000社の合計で内部留保が前の年よりも23兆円おくらせてふえていることが、私どもの新聞の簡単な調査で明らかになりました。この調査は、経常利益上位1,000社を対象に集計したものでございますが、12年度は16兆円ほどの増加でしたが、13年度は増加のベースが大きく上がっております。このうち内部留保を1年間で200億円以上ふやした企業は22社に上ります。数年前にもう既に270兆円を超える日本の企業の内部留保があったといえますから、この23兆円とその前の年の16兆円を合わせますと、はるかに300兆円を超えるような内部留保を抱えて使い道に困っておりますが、これを海外の企業に投資をしたりすれば、この投資に対する配当は非課税なんていうことがまかり通るわけですから、ますますもうけていく。こういうことで非正規雇用やそういうのが大きくなって、働く人たちの収入がどんどん落ち込んでいるにもかかわらず、一切こういうものに目を向けずに、企業を世界一動きやすい国にするというような施策が進められている中で、こんな形で、財源の不足を理由に本来市町村の共同の財源になっている分の一部をまた国の税収が不足しているということを理由にしまして取り上げるなんていうことは、やっぱり私は許せないと思うんですね。

これまで、十分なこういう問題についての議論もこの議会でもされていなかったことから、今回はこんなことで多数決で決められましたが、もっともっと私たちはしっかりこうした問題について、議会の中でも、あるいは市長会や地方六団体の会合の中でも知っていただいて、本当にむちゃくちゃもうけておって負担できるところにきちんと税金を納めてもらっていない、この状態を改善することが、今日本を活性化する最大の課題だということを理解していただいて、市長会やそういうところでも国に対してこういうむちゃくちゃなことはさせない、庶民や地方へ負担ばかり押しつけるようなことはやめていただくような方向に進むこと

を強く求めております。

もう1つは軽自動車について、27年度以降に新車を取得される四輪車等の新車の税率を、自家用車にあつては1.5倍、その他の貨物自動車などは1.25倍に引き上げるようになっておりますが、これも今、アメリカの巨大企業が世界中で進出するのに障害になっているいろんな障壁を取り除くということでやっておりますが、日本にアメリカの自動車が売れない最大の理由の一つは、軽自動車のこうした税金や諸経費が安過ぎるからだ、これを上げよと、TPP交渉に参加する入場料として要求をされて、日本の政府は唯々としてこれを認めたという経緯があるわけでありましたが、こういうことによります庶民負担もあり、さらにあわせて、例えば50ccなどのミニバイクにつきましても、税率については1.5倍に引き上げるが、27年度分から2,000円未満の税率、今はミニバイクは1,000円ですから2,000円にするとか、こんなようなアメリカの要求などにに基づきます庶民負担増になっていることについては納得できないので、ぜひ市民を守る、庶民を守るという立場から、国に対してもはっきりと意見を出していただくことを市長に求めるものであります。

それからもう1つは、日程第6の弥富市国民健康保険税条例の一部改正について反対をするものであります。

これは今、国民健康保険税や、あるいは名古屋市などでは保険料と言っておりますが、非常に負担が大変だということで、皆さんも困っておりますし、ましてや市町村はこの国民健康保険制度を運用する責任を持っておりまして、加入者の皆さんの収入が低いにもかかわらず保険料がどんどん上がるということで、大変苦しんでおります。

国民健康保険加入者の働いている人の割合は、1965年の制度発足当時は19.5%でありました。あとは農家だとか御商売をやっている皆さん、こういう人がほとんどで、まだこのころはお年寄りも余り国民健康保険の加入者ではなかったわけでありましたが、2009年度には働いている人の割合が35.3%。これは1日4時間以下だとか健康保険の適用にならない働き方をさせられている非正規雇用の人たちやパートの人たちがほとんどであります。35.3%、本来は働いている人たちにつきましては会社が半分、本人が半分で健康保険などの負担がされるわけでありましたが、結局そういう負担をすることができないような商売の状態に置かれていたり、そういう負担をしないことで一層大企業がもうけをふやしていく、こういう仕組みの中でどんどん雇用破壊がされたということがあります。

もう一方で、加入世帯の所得平均、1990年には276万5,000円、これは所得ですから、給料だと恐らく百数十万これに上乗せされる額になると思っておりますが、現在は、2010年度では1世帯当たりの所得は141万6,000円と半分に落ち込んでおります。それに対して保険料、あるいは弥富市保険税と言っておりますが、この割合は1990年には5.64%だったのが、2010年には10.11%、約1.8倍に引き上げる。収入は大幅に減る中で、負担の割合はそういうふうになっ

ておりますので、どこの市町村も悲鳴を上げております。今回の改正では、かなり所得の低い人たちの均等割、世帯割、1人頭割と1世帯割の負担を70%引き下げる世帯、50%引き下げる世帯、それから20%引き下げる世帯、これに対する所得の基準を一定引き上げましたので、これに該当する人たちは少し保険税が下がる仕組みになって、これは歓迎です。しかし、その基準が非常に低いわけですから、今申しあげました非正規のような人たちだとか、年金がなくてお年寄りでも自分で働いた収入だけで生活している人は、今の新たに改善された基準でも、生活保護基準より低い人たちも見えるというような基準であります。

したがいまして、私たちは、今の市はそういう人たちに対して軽減をするいろんな仕組みを持っているが、なかなか皆さんに理解されておらず、あるいは市のほうが皆さんにわかるような説明もできていないこともあって、ほとんど利用されていない。だから、この軽減の限度額を超えても実際に生活保護基準に近いか、それを下回る人たちに対しての軽減ももっとも市の規則どおりにやっていただきたいということを強く申しあげました。

とりわけ平成23年度に国民健康保険税の大幅引き上げが行われましたが、この引き上げになった最大の理由が、実は22年度に、それ以前から国民健康保険は70歳以下の人を対象にしておりましたが、74歳までの人たちを、後期高齢者医療制度が始まったときに、国民健康保険のほうからその人たちの医療費についても支払うと。そのかわり、国だとか、ほかの社会保険だとか、そういうところから一定の割合に応じて応援をするという仕組みがありましたが、その国と社会保険などのほうから応援をしていただくお金が急速に、はっきりした理由がわからないまま大幅に弥富は引き下げられました。

また、景気が悪くなって収入が減った中で、国民健康保険税も市民の割合で負担をする分が大幅に減ったこともありまして、当時弥富市は1年間2億3,000万円、法律の定めを超えて弥富市が自主的に皆さんの保険税を少なくするために負担をしていたものを、それだけではとても足りないだろうと。最悪の場合はさらに7,500万円上積みをして赤字にしないようにしますという補正予算という仕組みを発動しました。そして、今までの積立金を取り崩したりして、それはせずに済みまして、またそのとき値上げをしたんですが、少々の値上げでは足りないということで、いろいろ議論をして、だけどそんなに上げたらとても皆さん払えないということで、2億3,000万円22年度に負担していたのを、23年度は2億円しか負担しないとっておったのを、なるべく負担の上げ幅を抑えるということで、3,000万は必要なら負担をしますということ、3月の予算を決める議会、条例を決める議会で追加をすることが表明されまして、私どももそういうふうに市が頑張っていただくならやむを得ないということで賛成をした経緯もありますが、実際には、翌年の23年度は、その減った分をはるかに超える額が国や支払い基金から合わせて、連動しておりますので、単純に国がどれだけ減ったというふうにはなりません、そういうことで、実は市が2億円を超えるような負担を

しなくてもやっていけるような状況になりました。

この前の委員会のときに説明をしていただいた内容によりますと、実際に市の負担なしで、25、24、23年の3年間では、皆さんが納めておる国民健康保険税のほかに、保険税で本来負担する分の足りない分は、年平均すると8,500円だということが明らかになりました。弥富市は、平成24年度は1億7,000万円負担をして、愛知県下でたしか54ぐらいの市町村があると思いますが、26番目の負担をしておりました。ところが、今申し上げましたように、国のほうからの、あるいは他の社会保険から入ってくるお金が大変だといって値上げをしたときに比べると、かなりふえて、ずうっと続いていることもありまして、お金が余ってきたことから、25年度は1億7,000万円負担しておりました国保税の値上げを抑えるための負担を1億円に削ってしまいました。

私は、こういう状況なら、市側はある程度国民健康保険は非常時のために貯金もしておかないかんというんですが、市民の皆さんは貯金のない世帯が3割近くもあるというような状況の中で、蓄える力があつたら、やっぱりきちんと皆さんの状況も考えて負担をしていただきたいということを強く求めまして、今回はそれはしないけれども、やはり必要ならそういうことも、県平均並みみたいなことは考えていきたいというような市側からの御答弁もありましたが、とりあえず今回はそういう改善がされないことで、その改善を求めたということ。

それから、愛知県が今は形の上では結構お金を出してくれておるような形になっておりますが、それは国民健康保険に対する財政支援の仕組みが変わって、県なんか負担する分も地方交付税交付金という最終的には国が一定の支援をする仕組みの中に入れておりますので、法律で決められた負担ですが、以前、愛知県はそういうもの以外のところで県の独自の負担をして、国民健康保険の値上げを市町村が抑える、あるいは子供の医療費なんかを無料にすると、国のほうからそんなことをするなといって国民健康保険会計への補助金をカットするとか、そういう分を補填していただくようなことをやっておりました。

一番多かったのが平成9年で、大体保険料の1.55%ぐらいでしたが、今もし同じ割合で応援していただけるなら、大体1人当たり年間1,500円ぐらい国民健康保険税を下げる財源にできますので、愛知県はお金がないわけじゃなくて、例えばこの間小牧市に新たに飛行機をつくる三菱の大きい工場が今できておりますが、不動産取得税だけでも100億円を超えるような負担が発生するそうですが、企業誘致のためにといいてそこに対して100億円を限度に減税するというようなこともやっておって、暮らしの応援の予算が出せないというのは、私は納得がいけないものですから、ぜひ市長や市町村長が力を合わせて県に要請してほしいと。そのことについては要請していく。あるいは国に対してもこういう状況の中でもっともって皆さんが安心できるような仕組みにさせていただくことを要請していただくということについ

ては、そういう方向で今も努力していただいておりますが、するということでしたが、とりあえず、私は現状はちょっといろんな勘違いもあって上げ過ぎた部分もありますので、やはり他の市町並みの応援をすれば、下げる可能性もあるということで、そういうことを強く求めて、改善を求めて反対をしました。

この議会の始まる時に、私の質問に対して市長が、集団的自衛権などを本当に内閣が憲法の解釈をねじ曲げてやろうというようなことについて、国民の命と暮らしを守る、一番皆さんと結びついた市町の長として、率直な市長の御見解をということを求めましたら、今の全体の流れも、議論の経過や問題点もしっかり見られながら、やっぱり憲法9条、憲法があったからこそ日本は戦争せずに済んできた。ここをねじ曲げるようなことを皆さんの十分な声も聞かずにやるようなことはすべきじゃないということで、はっきりとそういうやり方は国民の声をしっかり聞く方向に改めていくべきだということを表示されましたが、テレビでそれを聞いた何人かの方から、あそこまで市長が言ってくれるとは私たちは思わなかったと。ぜひこの市民の暮らしについてもそういう立場でしっかり見ていただいて、今後頑張りたいということをお伝えくださいということをお願いしております。そのことを申し上げて、ぜひ今続けている改善、本当に市民の皆さんの暮らしの願いに沿ったものにしていただくことを強く求めて討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第30号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について

○議長（佐藤高清君） 日程第8、請願第1号を議題とします。

紹介議員の鈴木みどり議員に、請願の趣旨説明を求めます。

鈴木みどり議員。

○3番（鈴木みどり君） 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、趣旨説明をさせていただきます。

お手元に請願第1号が配付されていますので、ごらんください。

この手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願は、海部津島聴覚障害者協会の伊藤照夫会長及び南部支部長の山口直樹様から、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を見につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を国に対して提出していただきたいとの要請があり、私が紹介議員となり、提案させていただきました。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

請願第1号は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） ここで、追加日程等準備のため暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時52分 休憩

午後2時54分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 会議を再開します。

ただいま堀岡敏喜議員より、先ほど採択されました請願の趣旨に沿って発議第2号が提出

されました。

この際、本案を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第1号 集団的自衛権について慎重な審議を求める意見書の提出について

日程第10 発議第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第9、発議第1号及び日程第10、発議第2号の2件を一括議題とします。

本案2件は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡敏喜議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第1号、発議第2号の2件の意見書提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号集団的自衛権について慎重な審議を求める意見書は、政府に対し、我が国の安全保障にかかわる協議を進めるに当たり、国民の理解を深めた上で、従来の政府解釈に基づく憲法及び法律の枠内でどのような自衛手段がとれるか、具体的、現実的な事例に基づく議論を尽くすとともに、立憲主義を堅持することを強く求めるものであります。

発議第2号手話言語法制定を求める意見書は、先ほど採択されました請願にありましてとおり、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を見につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、仮称でございますが、手話言語法の制定を国に対し強く要望をするものであります。

以上、この意見書2件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 発議第1号について、公明党の堀岡敏喜議員、議会運営委員長にお聞きいたします。

集団的自衛権の提案であります、国の安全を守るためにしておるわけですが、公明党を支持母体とする創価学会が、来年春の総選挙で戦えないからというふうに創価学会が

言われておりますが、堀岡議会運営委員長はこのことをどう思いますか。この点を1つ先にお聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 大原議員の質問にお答えをしたいんですが、質問の趣旨がよくわからないんですけど、この発議のことに対しての質問なのか、それとも個人的なものでしたら個人的な御回答をしたいと思いますが。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私は自民党員ですけれども、公明党も与党議員として今やっただいておるわけね。集团的自衛権の中で国の安全を守るためには、やっぱり与党としてやっていただきたいと。これが新聞に書かれると、創価学会が、公明党が応援すると、賛成すると、来年の春の選挙で戦えないということがありますので、この点についてお聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） お答えします。

創価学会は公明党の支持団体ではありますが、選挙を目的に我々が一つの法案に対して左右されるような判断はいたしません。公明党は、今、政府自民党から提案されました集団の安全保障、または今回の集团的自衛権の限定容認、いろいろ安全保障に関して議論されている中で、我々公明党は立党の精神にのっとりまして、平和憲法の維持ということを主張しておるところでございます。

ただ、今、新聞報道ではいろいろ先走った報道をされておりますが、それはあくまでも先走った報道でありまして、決して事実ではないと私は認識をしております。

今まさに議論がなされている最中ございまして、決して選挙絡みで公明党が自民党案を容認するとか、そういうことは一切ございません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ここによると6月1日日曜日、ここに大きく書いてあるわけね。これを見たらわかりますけれども、ここに書いてあるね。そういうことはこの新聞はうそということになっちゃう。この点を聞くと、私はちょっとおたくに説明するけれども、読売新聞というのは、今の聖教新聞が読売新聞でつくっておるわけね。だから大体読売新聞の販売店というのは学会員がおおむねなんですね、配達している人は。だから、自分のところの仕事をやらせてもらっておるところが書いておるわけだな、はっきりいうと。そうなる、私が思うには、政治と宗教の違いというのが出てくるんじゃないかと、これを読む限りね。ここに書いてありますから、そういうことがあるから。

それと、ことしになってから、他の国の戦闘機が5月20日までに、ことし何回ぐらい日本

が緊急発進をしたかということも一遍お聞きいたします。

〔発言する者あり〕

○18番(大原 功君) 国を守るための集団的自衛権というのだから、それを守るためにはある一定のものをつくらなきゃいかん、その基本だね。そういうのがあるから、あなたも提案する以上はそのぐらひはきちっとして提案をしないと、私もあなたから聞いていないからね、きょう提案することは。議会に出てきて初めて聞いただけだから。こういうこともやっぱりきちっとしないといかんわけですね。だから、国が集団的自衛権を守るというのは、国民の安全、あるいは生活を守るために、地震でいえば地震対策のようなもので、いつそういうときがあつてはいかんで、こういうことをするというのが目的の集団的自衛権というので、私は新聞でもそういうふう読んでおります。だから、あなたが言う、1つ言えば、イランとイラクの湾岸戦争は1980年から1988年に戦争があつたわけね。このときはやっぱり国内に入る石油が、当時は私も自分で事業をやっていましたから、大体1バレル当たり6ドルから7ドルぐらいの金額だった。こういうのを守るためには、機雷とかの除去が必要だから、国としても日本の経済を発展させるためには必要であります。だから、この辺のところをどういうふうに思つてみえるのか。

例えば、湾岸戦争があつたり、あるいは1990年にはクウェートとイラクの戦争がありました。当時はフセインという大統領でしたけれども、こういうのでペルシャ湾のホルムズ海峡が封鎖されて、機雷で船が通れないと、日本に入る原油についてもかなり影響があつて、当時はアメリカの第7艦隊が中に入って、そしてイランの艦船8隻を沈没させたということが大きく当時は言われました。こういうのであつて、安定供給するためには、日本は石油で98%ぐらいのものが成り立っているわけね。こういうふうになり立っているために、集団的自衛権というのは、戦争をやるためじゃなくて国を守る、先ほど言ったように他の飛行機や、5月20日までに400回日本のF-15戦闘機は緊急発信しておるわけね。こういうのも大事なことで、他人から攻められてからすぐ対応ができない。一番大事なのは、防衛大臣が総理大臣に許可をもらわないとミサイルの発射とかそういうのはできないわけね。そういうふうになると、いかに集団的自衛権というのは絶えずきちっと密着的になされないかんわけね。

今、日本はアメリカによって同盟国ということで守られております。だけど、アメリカが日本を守ってくれるだけで、アメリカ合衆国は全体が全部、例えばアルゼンチンとかキューバとか、そういうところが攻撃されても、アメリカ合衆国が全部でその相手国をするわけね。EUでもそうですね。だから、日本の場合はアメリカだけが守ってくれると。だから、今の集団的自衛権というのは、安倍総理が何とかしてその問題をしたいと。きょう新聞を見ておると、公明党も一部了解するようなことが書いてありました。こういうことがあるので、提

案する以上はそういうことをどこまで認識があるのか。その辺のところを聞きます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） お答えできるところと、お答えできないところというのがあります。それは私の知識のなさというのもありますので、最初にお断りを申し上げておきますけれども、今まさに与党協議をもう9回目が行われたわけですけれども、これはあくまでもまだ閣議決定されていませんので、公明党が容認であるとか、容認しないであるとかといったことは新聞が憶測で書いていることであって、あくまでも我々は、最終的には認識するということは憲法を変えないといけないということになりますので、そこまでは我々は、あくまでも憲法9条のもとで集団的自衛権は持っていますけど、行使はできないということになっています。不戦であり武力も持たないということで、平和憲法としても賞もいただいているわけですよね。これは堅持しなきゃならないということで、その姿勢を貫いていくということです。

ただ、今話し合われているのは、要は東アジア圏で安全をどうしていくのか、互恵的防衛網をどうやってしていくのか、世界情勢を鑑みて現実の話をされているんだと思います。ですから、集団的自衛権の容認云々をぜひ反対するなど、賛成するなどという議論ではないと思うんです。ただ、一つのことを実行するに当たっては、その憲法解釈を変えなきゃならないけど、どうしようと、そういう御相談をいただいているだけであって、それに関して、それには今の現憲法ではできないよと、そういうことをこの人は申し上げているんだと、そういうふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私はガス事業ですから、今一番心配するのは、原子力発電を続けなきゃいかんようになってしまうわけね、石油が入らないと。こういうことを心配しておるわけね。

原子力で電気を起こすと、1キロワットアワー当たり8円90銭、それから石炭火力ですと9円50銭、天然ガス、LNGだと10円70銭になるわけね。このくらい原油によったりなんかして高くなるわけね。そうすると、今の国の安全を守っていただいたり、物価を上昇させないためにも、湾岸であったそういう機雷、いろんなものがあるときに、やっぱり日本が行って、戦争をやることはないんだけど、戦争をやっておる国のところに行ってその機雷を取らなきゃ日本には原油は入らんわけですね。こういうことが一番大事なことだと思うんだよね。そうすると、ホルムズ海峡ですけれども、あそこの距離はイランとオマーン、ここの距離はどのぐらいありますか。あそこを船が通っていくのに。一遍ちょっとそれを聞きたいわ。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 距離がどのぐらいあるかというのは、申しわけありませんが存じ上げませんが、今大原議員がおっしゃっているのは、原発がとまった段階で、今LNGにシフトしています。このLNGをいろんな国から輸入をしておるわけですけれども、もちろん今内戦のあるイラクからも輸入をしておるわけですけれども、またロシアから、いろんな国から受給しないと日本というのは成り立っていかないわけですね。

先ほど大原議員のお話にもあった、いわゆるシーレーンというんですか、船の航路ですよ。それが今、日本の港にはタンカー1隻で持ってきても火力発電所の3日分のものしかタンカー1杯でもたないと。ですから、ある意味数珠つなぎで回っている状況だと。今余り海賊というのはいないらしいですけど、やはり先ほど言った機雷であるとか、他国からの危害が加えられるかもしれないということで、護衛艦と一緒に回っていますけれど、それが結局、アメリカ軍の艦隊が攻撃されたら日本は攻撃できないのかと、そういうところというのは自民党さんから出された15の事案という中で議論されている一つだと思うんですけども、それはあくまでも日本の船があるわけですから、自分のところにも結局被害がこうむるかもしれないければ、個別的自衛権の範疇だと、今はそういう話の段階だと思いますよ。

だから、いろいろ御質問されて、専門的なことも飛んでくるんですけども、あくまでも今回は発議、集団的自衛権の行使容認に関して慎重な審議を求めるという意見書に関する質問だと私は受けとめておりますので、それに携わるエネルギーの問題とかいろいろあると思います。もちろんそれも私の知っている範囲ではお答えはできますけど、お答えできない範囲も質問されたら、もうわからないとしか答えようがないので、この辺はよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高志君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 集団的自衛権というのはすごく幅広いんだね。戦闘地域によってもどうしても船を通す。今はホルムズ海峡のところについてはイラン、そしてオマーンのところはよく覚えてください、33キロです。だから、そのところに1日に何隻という船が通るわけね。だからそういう機雷をやられたときには、日本は石油はサウジアラビア、クウェート、こういうところから大体80%ぐらい湾岸から出ておるわけね。その中にイランも少しありますけれども、大体が現在ではイラン、それからイラク、ロシアで大体11%ぐらい。あと残りの分はほとんどサウジとかクウェート、こういうところからされておるわけです。だから、私が心配するのは、戦争のところだから日本が機雷を取りにいけないということが一番心配だね。だから政府もそう言っているでしょう。おたくらも言っていると思うね。国の安全を守るためには、とにかく日本は油を95%から98%必要なものでやっておるわけね。今ではもうこれからだんだん2017年になってくると、シェールガスと言ってアメリカからも買えるようになりますから。今、1日に日本が油を輸入するのは366万バレルなんですね。だ

から、戦争地域でも日本が行って除去するというのは、憲法9条の改正を少しはなぶらないといけない。そうじゃないと物価がこうやって上がってきってしまう。

今、愛知県なんかは、前も言ったと思いますけど、愛知県の工業生産は37兆円ですね。神奈川県は17兆円ぐらい、東京都だと10兆円切ります。このくらいですから、先ほど三宮議員が言われたように、中小企業というのは全体の92%あります。大企業が0.8%。そのうちの2%ぐらいが大企業が税金を払っていないと。あと残りの25%近くが中小企業がお金を払っておるというふうになったり、これから変わってくる、これには関係ないですけども、今の外形型という税金とかいろんなもの。そうなってくると、やっぱり油がいかに大事か。そうすると、国の安全を守るには、ある一定の、ここに書いてあるように、創価学会が言ったから、公明党は選挙で戦えないと書いてあるから、私はそれを聞いたのね。だから、集団的自衛権の中で来ておるわけです。ここに集団的自衛権というのが出ておるから、私が今どうだと、そうでしょう。創価学会は、日蓮大聖人をお祭りしてあるだけであって、本当を言うなら仏様を返してきた人をやっておるだけだけど、やっぱり政治と宗教、言われたように分離してやっていただくと、できたら与党議員ですから、賛成をしていただけるよう、早くしていただくといいなあというふうに思ってこれを聞いたわけです。新聞が書いてあるとおりのことを私は聞いたわけですから、集団的自衛権というのは、体系の中の広い、どこがその終わりであるか、どこが最終なのかわからんぐらい、そのくらい大きな問題でありますので、提案された発議についてお聞きしたわけでありますので、この点はよろしく願いいたします。終わります。

○議長（佐藤高次郎） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 最後にちょっと、席に帰られましたけど、答弁されましたが、政治と宗教の話ということに触れられましたものですから、はっきりお答えしておかないかん部分がありますので、特に政教分離という話がありますけれども、これはあくまでも政教一致ということで新聞でにぎわされたこともございますが、何を禁じているのかということだけははっきり申し上げておかなきゃならないなと思うんで、御答弁だけさせていただきますけど、あくまでもこれは、今日本には思想の自由、信教の自由というのがございますから、思想団体、宗教団体が政治に対していろんな意見を言う、これは全然オーケーなわけです。団体であろうが個人であろうが全然オーケーです。ただし、政治団体がある特定の宗教団体にして何か勧誘する、介入をするとか、力を加えるとか、そういったことを禁じられたこと自身がいわゆる政教分離の原則でございますので、そこを勘違いなされないようお願いをしたいと思います。

そして、先ほどの最初の質問にございましたけれども、支持母体の団体が反対したから我々が選挙を戦えないとか、そういう責任で与党としてやらせていただいているわけじゃな

い。連立を組んでいる以上は、あくまでも国民全員のことを考えて、たとえその支持母体からは支持母体で意見は言った。だけど、それがイコール、もちろん与党公明党の考えに反映するか、もちろんそれを母体にやってはおりますけど、あくまでもやっぱり協議しているわけですから、一つの決着点を見つけなきゃならないわけですから、それまでは最善を尽くすと、そういう戦いをしていると、そういうふうに私は理解をしております。

○18番（大原 功君） 最後にちょっといいかね。

私が言うのは、公明党の議員は創価学会じゃない人は公明党にはできんわけでしょう、おむね。だから、創価学会がこうやって言っておるから私は今聞いたわけね。創価学会でなければ公明党として推薦はいただけないと思うんです。そういうことでありますから、あなたが政教分離というなら、実際にしてあなたも今ここにバッジをつけているのは、聖徳太子、いわゆる神様のバッジなのね。それと同じで、やっぱり宗教とこれとは別個ということだけだったら、なぜ創価学会が、これは代表者が書いておるんですよ。だから、そう言うから、私はあなたが言われるのはどういうふうかなあと。これがなかったら、私は今の集団的自衛権は聞かないわけね。ただ、あなたのところは宗教と政治と同じようにしておるから私は聞いたわけです。それだけのことです。

○議長（佐藤高清君） 大原議員の質疑を終結します。

ほかに質疑の方、ありませんね。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

[挙手する者あり]

○議長（佐藤高清君） 早川公二君。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二でございます。

発議第1号集団的自衛権について慎重な審議を求める意見書の提出について、私は反対の討論をさせていただきます。

我が国日本は、国際的に独立した国家であるにもかかわらず、自国の平和と安全を他国の公正と信義に信頼して、憲法9条第2項により陸・海・空その他の戦力を放棄しております。そしてまた、日本は憲法9条により平和が守られているという論調もございしますが、日米安全保障条約があり、米国という強大な軍事力を持つ国と同盟関係にあり、自衛隊という自国を守る組織があるといったさまざまな条件が抑止力になっており、平和が維持されていると考えることが自然であると、私はそう思います。

このことから考えても、日米同盟による防衛体制の変遷に伴い、必要最低限度の範囲内で集団的自衛権の行使容認をしていくことは、我が国の平和と安全と生存を保持する上で当然行うべきことと考えるものであります。

以上のことから、集团的自衛権行使容認の方向で考えていくことが、国際社会の趨勢においても必要であると私は考えておりますので、以上をもって反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

次に、発議第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第11、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成26年第2回弥富市議会定例会を閉会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時25分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 副議長 小坂井 実

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代